

## 平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果 について

平成22年11月25日  
相楽郡広域事務組合

平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月22日(月)に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、平成21年度の一般会計歳入歳出決算認定の件など6件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり同意・認定・可決されました。

### 提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
同第1号	相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件	委員の駒重則氏の任期が、12月18日で満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。	同意 (全会一致)
認第1号	平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件	平成21年度一般会計決算 ・歳入総額は、 6億4,670万5,688円 ・歳出総額は、 6億3,453万394円 ・歳入歳出差引額は、 1,217万5,294円 ・実質収支額は、 1,217万5,294円	認定 (全会一致)
認第2号	平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件	平成21年度特別会計決算 ・歳入総額は、 1,390万2,647円 ・歳出総額は、 1,355万5,224円 ・歳入歳出差引額は、 34万7,423円 ・実質収支額は、 34万7,423円	認定 (全会一致)
議案第6号	し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託の件	現在、本組合を組織する地方公共団体(市町村)で販売して(売捌いて)いるし尿くみ取り券について、現状の取扱内容を極力変更せずに、当該事務の取扱い及び収納された販売金(売捌金)の位置付けなどを明確化するため、当該事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく地方公共団体間での事務の委託とするものです。	可決 (全会一致)

議 第 7 案 号	相楽郡広域事務組合 廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一 部を改正する条例の 件	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により定める相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約に基づき、当該事務を、組合を組織する地方公共団体（市町村）が行うことに伴う所要の一部改正等を行うものです。</p>	可 決 (全会一致)
議 第 8 案 号	相楽郡広域事務組合 職員の給与に関する 条例の一部を改正 する条例の件	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、8月11日に人事院勧告がなされ、10月27日に給与法改正案が閣議決定されました。</p> <p>本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給及び期末・勤勉手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。</p>	可 決 (全会一致)